

令和8年度 第2回杵築市農業委員会総会議事録

令和8年5月8日 金曜日 午後1時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館 2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋雄蔵	2番	長友礼子	3番	藤原洋三
4番	小野弘文	5番	田坂圭司	6番	阿部正俊
7番	古宮輝美	8番	永野恵	9番	河野秀徳
10番	岩尾一也	11番	藤松美潮	12番	廣石良幸
13番	松田司	14番	木村房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

河村全明	緒方幸茂	川野勝彦	杉本幸雄	片岡正子
藤崎公徳	荒巻良直	三浦政己	川崎孝子	古宮政俊
加藤定一	甲斐義信	伊藤美生	宮本達夫	豊田健二
野田由紀	三浦真治			

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	安只邦盛	次長兼農地・管理係長	深田啓介
農地・管理係主査	梶原由紀子	農地・管理係主任	加藤翼

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第	8号	農地法第3の申請について
議案第	9号	農地法第4条の申請について
議案第	10号	農地法第5条の申請について
議案第	11号	非農地証明願いについて
議案第	12号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
報告第	3号	農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに 使用貸借権の解約受理について(合意解約)

議長	それでは、令和８年度第２回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(１３ ： ４３ 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第１３条第２項の規定により、３番、藤原洋三委員、４番、小野弘文委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名であります、書記については事務局職員より深田次長並びに梶原主査を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第８号から議案第１２号までの５議案１４件と報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第８号」「農地法第３条の申請について」を議題といたします。１番について、事務局の説明を求めます。
加藤主任	事務局の加藤です。よろしくお願いします。 議案書１ページをお開きください。 「議案第８号」 農地法第３条の申請について 農地法第３条第１項及び同法施行令第１条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。 番号１番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、６９歳。譲受人、■■■■区、■■■■、６８歳。申請の土地、大字■■■■、地番■■■■番、地目、台帳現況ともに畑、地積６６４㎡、合計１筆の６６４㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて１３８．１ａ。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	１番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	４月２０日、委員と事務局２名と譲受人で現地立ち合いを行いました。現地は■■■■から南側の山側の土地です。現状は家庭菜園程度の野菜を作っており、畑の管理が困難になったということで今回の売買の話になったようです。 譲渡人と譲受人は隣人かつ同級生ようで、■■■■さんは共同で水耕栽培を大々的にやっています。譲渡人は定年退職後に畑を管理していましたが、手が行き届かないとのことで、今回の売買に踏み切りました。水田は今後、譲渡人と譲受人が共同で管理をやっていくようです。
議長	１番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	譲受人は家庭菜園で野菜を栽培します。譲渡人も手伝うようです。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
加藤主任	許可基準です。今回、管理が困難になった譲渡人と、申請地の周辺で営農している譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。譲受人は、取得後に玉ねぎやジャガイモを栽培する予定ですので、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないと判断されます。許可条件ですが、Ａ４の許可基準一覧をご覧ください。番号１番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第３条第２項に規定される農地取得について、不許可の要件のいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、墓地及び地域計画についても確認しました。

	自宅でお菓子の販売もやっていきたいとのこと。
議長	居住はどうされる予定でしたか？
委員	空き家バンクに入ったので、こちらに移ると聞いています。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
加藤主任	許可基準です。今回、譲渡人が所有する空き家と付随する農地について、一括で売買の話がまとまったため、申請となりました。取得後は、じゃがいもやなす、玉ねぎを栽培していく予定で、営農計画書が提出されています。譲受人は、県でレストランを経営しており、しばらくは2拠点生活をして、8月を目標にこちらでの生活に移行するようです。将来的には自分で作った野菜を使い、テイクアウト料理や菓子類を販売したいという思いがあるようです。今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないと判断されます。許可条件ですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号3番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件のいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、墓地及び地域計画についても確認しました。 以上です。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
加藤主任	番号4番、申請人、譲渡人、区、区、88歳。譲受人、区、区、67歳。申請の土地、大字、地番、地目、台帳現況ともに畑、地積437㎡、合計1筆の437㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて173.8a。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	4番について、農地委員より説明願います。
委員	4月17日、委員と事務局2名と現地確認を行いました。譲受人は現地の隣に住んでおり、譲渡人から管理してほしいと相談があって売買の話になったようです。自宅の隣なので管理については問題ないと思います。
議長	4番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	自宅のすぐ横ですし、本人も若く、当面は大豆を栽培するとのことなので問題ないと思います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
加藤主任	許可基準です。今回、管理が困難になった譲受人と申請地の隣に住む譲受人の間で売買の話がまとまったため申請となりました。取得後は、大豆を栽培する予定で、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないと判断されます。許可条件ですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号4番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件のいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、墓地及び地域計画についても確認しました。 以上です。
議長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。

加藤主任	番号5番、申請人、譲渡人、[REDACTED]区、[REDACTED]、87歳。譲受人、[REDACTED]区、[REDACTED]、74歳。申請の土地、大字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳田現況畑、地積1,695㎡、合計1筆の1,695㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて63.3a。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	5番について、[REDACTED]農地委員より説明願います。
[REDACTED]委員	譲渡人は高齢で管理困難な状態になりました。譲受人は相手方の要望で引き受けました。
議長	5番について、[REDACTED]農業委員よりご意見があればお願いします。
[REDACTED]委員	4月16日、推進委員と事務局2名と譲受人で現地確認を行いました。[REDACTED]の横を漁港方面へ向かって進んだ200～300mほど進んだところにあります。申請地は譲渡人の土地ですが、その周辺は譲受人の土地です。綺麗に草刈りがされていました。ずっとこの土地も譲受人が草刈りしていたようです。譲渡人は現在体調を崩しており、次男がスナップエンドウ等の栽培管理をしています。この土地の水源はダムから水が来ておらず、自宅からも遠いので譲渡人がここで続けて営農するのが難しいようです。管理していた譲受人に渡して、今後はサツマイモ等を植えるようです。問題ないと思います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
加藤主任	許可基準です。今回、管理が困難になった譲受人と申請地の隣に住む譲受人の間で贈与の話がまとまったため申請となりました。取得後は、サツマイモを栽培する予定で、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないと判断されます。許可条件ですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号5番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、[REDACTED]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件のいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、墓地及び地域計画についても確認しました。 以上です。
議長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。
加藤主任	番号6番、申請人、譲渡人、[REDACTED]区、[REDACTED]、72歳。譲受人、[REDACTED]区、[REDACTED]、39歳。申請の土地、大字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳現況ともに畑、地積602㎡、他7筆、合計8筆の47,697㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて57.6a。理由は、子への贈与、親からの受贈です。 以上です。
議長	6番について、[REDACTED]農地委員より説明願います。
[REDACTED]委員	子への贈与です。譲渡人は働きながら野菜をしている人です。譲受人も働きながら、休みの日に譲渡人と一緒に野菜を作っています。今後は規模の拡大をしたいと計画しているようです。親子間で問題ないと思います。
議長	6番について、[REDACTED]農業委員よりご意見があればお願いします。
[REDACTED]委員	譲渡人は畑で作物を作って組合等に出荷していますが、息子さんに贈与したいとのことで今回の申請があがりました。審議をお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。

加藤主任	許可基準です。今回、親子間で贈与の話がまとまったため申請となりました。取得後は、譲渡人である父親や近隣農家と協力し、キャベツ・ジャガイモ・牧草を栽培し農地を管理するという事で、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないと判断されます。 許可条件ですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号6番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件のいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、墓地及び地域計画についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第8号」について、事務局の説明及び地区担当委員より意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第8号」については、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第8号」については、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第9号」「農地法第4条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	事務局の梶原です。よろしくお願いします。 議案書3ページをお開きください。 議案第9号 農地法第4条の申請について 農地法第4条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。 番号1番、申請者、■■■■区、■■■■、90歳、農業。申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、田、地積117㎡、合計1筆の117㎡。申請内容、駐車場用地として。申請理由、自宅近くの申請地を、県外・市外に住む娘たちやその家族が帰省した際の駐車場として造成し利用したい。こちらは第2種農地です。 以上です。
議長	1番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	4月17日、委員と事務局2名と現地確認を行いました■■■■から■■■■を渡ってすぐ左の土地です。娘が2人いてそれぞれ世帯があるので、皆が帰省した時は車を止める場所がなく困っているようです。隣の農地の持ち主ともしっかり話ができているようで、転用する土地の面積も小さいので問題ないと思います。
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	申請者は高齢で、農地としても耕作するには難しい土地でありますので、問題ないと思います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
梶原主査	土地所有者の■■■■さんは、平成3年に相続により申請地を取得しています。 転用の目的は、頻繁に帰省する家族の駐車するスペースが不足しているため、駐車場として申

	請地を造成することです。 まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから「第2種農地」と判断されます。「第2種農地」は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、自宅に近く利便性が高いこと、必要な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。 また、この土地は農用地区域内農地から除外済みであり、地域計画内農地からも変更済みであることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は田、東側は公衆用道路、西側と南側は宅地にそれぞれ接しており、今回の転用に関して隣接する農地の土地所有者の同意書が添付されているため、周辺の営農に問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地117㎡に碎石を敷いて転圧をする計画で、舗装工事は行わないとのことでした。 工事期間は、令和8年5月10日から令和8年5月31日までの約1ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、これまで通り自然浸透とし、余剰水は東側の市道側溝に接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、自己資金で賄うようです。 預貯金通帳の写しが添付されており、資力について確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第9号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第9号」については、農地法第4条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第9号」については、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第10号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	議案書4ページをお開きください。 議案第10号 農地法第5条の申請について。 農地法第5条第1項により下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。 一般転用（所有権の移転）になります。番号1番、申請人、土地所有者、■■■■県、■■■■、会社員、59歳。転用者、■■■■市、■■■■、自営業、35歳。申請の土地、大字■■■■、地番■■■■。地目、畑、地積955㎡、合計1筆の955㎡。申請内容、一般住宅及び駐車

	場として。申請理由、現在、市外のアパートで家族３人で暮らしているが、子供の誕生に伴い手狭になったため、実家近くの申請地に住宅を建築し居住したい。こちらは第１種農地です。 以上です。
議長	１番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	４月１７日、委員と事務局２名と現地確認を行いました。郵便局から■■■■の方へ向かう道のバス停のところにあります。転用者は元々■■■■の方で、■■■■市で家具を作る職人として働いているようです。戻ってきて家を建てるにあたり、近所からこの土地はどうかと提案されたとのこと。住民ともしっかり話ができていますようです。若い人が帰ってきて家を建てるのは地域にとっても良いことだと思いますので、審議をお願いします。
議長	１番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	転用者は木工職人で、備え付きの家具で作れないようなものを現地で新築した時に作る仕事をしているようです。人口が少ない地域ですが、転用者は地元の小学校出身ということで、地域の人口が増えますので、良いことかなと思います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
梶原主査	土地所有者の■■■■さんは、令和６年に相続により申請地を取得しています。 県外在住のため休耕状態となっており管理に困っていましたが、今回、実家の近くで家建てようとして土地を探していた■■■■さんとの間で、売買するお話がまとまったため申請となりました。 まず、立地基準です。 申請地は、概ね１０ha以上規模の一段の農地の区域内にある農地であることから「第１種農地」と判断されます。「第１種農地」は原則転用許可することができませんが、例外的に許可することができます。 申請地周辺は第１種農地ではありますが、一定程度の宅地化が進んでおり、日常生活に必要な施設を集落に接続して設置しますので、例外規定の【集落接続】に該当し、転用が可能な土地になります。また、この土地が地域計画外農地・農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は田及び宅地、東側は宅地、西側・南側は公衆用道路にそれぞれ接しており、今回の転用に関して隣接する農地の土地所有者の同意書が添付されているため、周辺の営農に問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地１筆９９５㎡に、１階床面積 ９９．３７㎡、約３０坪の平屋の一般住宅と、申請地北側に自家用車及び仕事用の車両を合わせて５台分の駐車スペースを計画しています。 工事期間は、許可後の令和８年５月２５日から令和８年１１月３０日までの約６ヶ月を予定しており、転用は確実に見込まれます。 排水計画につきましては、雨水は南側の市道側溝へ排水する計画で、汚水は合併処理浄化槽で処理後に同じく南側の市道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。 融資可能証明書が添付されており資力について確認済みです。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考

	えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第10号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第10号」については、農地法第5条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第10号」については、これを許可することに決します。
議長	次に「議案第11号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	議案書5ページをお開きください。 議案第11号「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号1番、申請者、[]区、[]代表取締役[]。申請の土地、大字[]、地番[]、地目、畑、地積36㎡、合計1筆の36㎡。申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、平成2年10月1日付で、[]を宅地にする目的で農地法第5条許可によって取得した。平成4年に、地目変更登記を行う前に分筆したため、農地として登記されたままになっているとのことです。 以上です。
議長	1番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	4月20日、事務局2名と行政書士と現地確認を行いました。場所は[]から国道[]号を進み、[]の先の交差点を右に入って100mほど進んで、さらに右へ進んだところです。道路と住宅の間にある三角形の土地で、分筆した時に残った土地を地目変更せずに置いていた状態です。道路の反対側の住宅の持ち主が使用しており、車庫証明するにあたって自分の土地ではないことが判明し、正規の手続きをしたいとのことで今回の申請がありました。周りが完全に住宅地になっているので問題ないと思います。
議長	1番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	推進委員の説明のとおりで、何ら問題ないと思います。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	現地を4月20日に、[]農地委員、[]農業委員と確認しました。申請者は、建設業や不動産の売買・賃貸借や仲介斡旋などを行う法人です。平成2年の農地転用許可後、売買により、[]の土地を取得しています。許可を受け、[]に造成工事を行った後、地目変更登記をしないまま分筆したため、新たにできた[]も「畑」として登記されました。 さらに、実際に土地を利用する方に所有権移転登記もできていない状態で、今に至ります。今回、申請地向かいの家に居住する方から相談があり「亡くなった父親からこの車庫はうちの土地だと聞いていた。車庫証明を取ろうと思って調べてみたら、[]の畑となっていて困っている」とのことで、行政書士経由で非農地証明の申請が提出されました。

	ラミネートされてある「非農地証明書発行基準一覧表」をご覧ください。申請地の現況は、証明書発行基準第2の2「許可を受け、目的どおりに転用され、非農地化した土地」に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、現在の土地利用者へ名義変更するとのこと。以上です。
議長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	番号2番、申請者、[]区、[]、申請の土地、大字[] 地番[]、地目、田、地積2416㎡、外2筆、合計3筆の5777㎡。申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、前所有者である父の代の平成18年頃まではお米を作っていたが、高齢になったこと、農地としての管理も困難になったことから、やむなく耕作を断念したとのこと。以上です。
議長	2番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	4月16日、委員と事務局2名と現地確認を行いました。申請者の父が山の中ではありますがお米を作っていました。その後、父が高齢となって耕作をやめています。当時、申請者は仕事をしていたので管理できず、山林化しています。今後も農地としては管理できないということでの申請です。
議長	2番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	雑木が生い茂っています。現況、田に戻すのは不可能かなという判断です。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	現地を4月16日に、[]農地委員、[]農業委員と確認しました。申請者は、平成23年に父からの相続で申請地を取得しています。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。今後の予定についてですが、地目変更の後に、山林として管理するとのこと。以上です。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	番号3番、申請者、[]区、[]、申請の土地、大字[] 地番[]、地目、畑、地積1002㎡、外1筆、合計2筆の1262㎡。申請地の状況は山林及び原野で、転用又は耕作放棄された理由は、平成11年に相続により申請地を取得したが、取得時点から雑草木・竹が生い茂っており、農地としての利用を断念したとのこと。以上です。
議長	3番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	4月16日、委員と事務局2名と現地確認を行いました。申請者は先ほどの3条申請にも出ましたが、平成11年に相続を受けました。その時にはもう雑木・竹があった状態で、管理ができ

	ていない状態です。これからも管理が不可とのことで、非農地として申請がありました。
議長	3番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	家の両脇に申請地がありますが、雑木の状態で草刈りが精いっぱいではないかなと思います。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	現地を4月16日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。申請者は、平成11年に父からの相続で申請地を取得しています。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。今後の予定についてですが、地目変更の後に、周辺の農地と併せて息子の名義に変更するとのことです。 以上です。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	番号4番、申請者、■■■■市、■■■■、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、田、地積654㎡、外8筆、合計9筆の5708㎡。申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成18年頃まではお米や野菜を作っていたが、高齢になったこと、傾斜地で管理も困難になったことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	4番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	4月21日、委員と事務局2名と現地確認を行いました。現地は■■■■の目の前の国道をまたいで5分前後山方向へ登ったところです。昨年の同地区で地目変更された土地と同じ谷沿いの土地になります。申請者は現在、■■■■市に居住しています。平成23年に相続されました。平成18年までは父が栽培していましたが、高齢のため耕作を断念したとのことです。それ以降は耕作されていません。現在、この土地に行く道も原野になって通れない状態です。原状復帰も難しく、今回の申請に至ったとのことです。
議長	4番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	農地委員の説明のとおりですが、現地は山の中になったすごいところにあります。現地まで歩いていけないところです。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	申請者は、平成23年に父からの相続で申請地を取得しています。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地は令和8年5月20日受付分で農用地区域からの除外申請中であり、各関係機関・関係者とは協議済みです。今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。今後の予定についてですが、地目変更の後に、山林として管理するとのことです。 以上です。
議長	只今、「議案第11号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり

議長	お諮りいたします。「議案第１１号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第１１号」については、非農地証明書を発行することに決します。
議長	次に、「議案第１２号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
加藤主任	議案書７ページをお開きください。 「議案第１２号」「農用地利用集積等促進計画(案)」に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、農用地利用集積等促進計画(案)について意見を求める。 番号１番 申請人、貸人、■■■■県、■■■■、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目田、地積９９１㎡、他１筆、計２筆、１，８４３㎡の土地につきましては、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長岡本天津男を通し、番号２番、借人、■■■■区、■■■■、６８歳への貸付となります。耕作作物は水稻です。設定期間は１０年再設定、借人の経営面積は、田畑合わせて１４４３．２ａです。 なお、これまで紹介しました案件の、土地及び契約内容の詳細につきましては、議案書８ページの農用地貸付調書に記載していますので、各自でご確認ください。 よって、今回の利用権の設定は、番号１番から番号２番までとなり、貸し手農家数１戸、借り手農家数１戸、公社への貸付は、１件で、２筆、１，８４３㎡。対しまして、公社からの借入は、１件で、２筆、１，８４３㎡。合計２件、４筆、３，６８６㎡が利用権の設定面積です。 以上です。
議長	只今、「議案第１２号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第１２号」については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第１２号」については、「意見なし」として報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第３号」がありますので、事務局より報告願います。
加藤主任	議案書９ページをお開き下さい。 報告第３号 農地法第１８条第６項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について。 下記の土地について農地法第１８条第６項の規定による賃借権並びに使用貸借権の合意解約が成立したので報告します。 番号１番の借人、■■■■、■■■■が借り入れている土地、大字■■■■、地目、畑、地積５８５１㎡ 他３筆、合計４筆を貸人、■■■■県、■■■■、３６歳に返還するた

	めの合意解約です。 番号２番から番号７番については、関連がありますので併せて報告します。 番号２番と番号４番の借人、■■■■ ４３歳。番号６番の借人、■■■■ ５２歳が大分県農業農村振興公社を通し借り入れている土地。大字■■■■の８筆、４３，３６２㎡を貸人、■■■■ ７２歳に返還するための合意解約です。 続いて、議案書の１１ページをお開きください。 番号８番から番号１１番についても、関連がありますので併せて報告します。 番号８番の借人、■■■■、４２歳が大分県農業農村振興公社を通し借り入れている土地、大字■■■■の１０筆、１３，６０３㎡を番号９番の貸人、■■■■、８０歳、番号１１番の貸人、■■■■、８８歳に返還するための合意解約です。 以上です。
議長	以上をもちまして、令和８年度第２回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(１４ ： ３６ 終了)